

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年11月13日

【四半期会計期間】 第106期第2四半期
(自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日)

【会社名】 東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

【英訳名】 Tokai Tokyo Financial Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 最高経営責任者 石田 建昭

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋三丁目6番2号

【電話番号】 03(3517)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 財務企画部長 大野 哲嗣

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋三丁目6番2号

【電話番号】 03(3517)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 財務企画部長 大野 哲嗣

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第105期 第2四半期 連結累計期間	第106期 第2四半期 連結累計期間	第105期
会計期間		自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日	自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日
営業収益	(百万円)	28,554	39,831	65,412
純営業収益	(百万円)	27,887	38,704	63,728
経常利益	(百万円)	4,008	8,416	13,269
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益	(百万円)	4,428	17,063	11,990
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	2,438	17,859	10,709
純資産額	(百万円)	152,252	171,528	157,229
総資産額	(百万円)	667,804	824,778	741,935
1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	16.86	65.19	45.73
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	16.85	65.17	45.72
自己資本比率	(%)	22.5	20.5	20.9
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	6,767	12,446	2,944
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	5,545	2,930	8,507
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,644	1,727	35,864
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	43,597	85,600	72,043

回次		第105期 第2四半期 連結会計期間	第106期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日	自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日
1株当たり四半期純利益	(円)	11.36	14.57

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 消費税等の課税取引については、消費税等を含んでおりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社、子会社及び関連会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、当第2四半期連結累計期間において、以下の子会社の異動があったため、当社グループは、当社、子会社24社及び関連会社9社により構成されることとなりました。

新規子会社

第1四半期連結会計期間において、以下の2社が新たに子会社に加わりました。

- ・高木証券株式会社
- ・高木ビジネスサービス株式会社

当第2四半期連結会計期間において、以下の2社が新たに子会社に加わりました。

- ・ピナクル株式会社
- ・M2キャピタル株式会社

関連会社

第1四半期連結会計期間において、以下の会社を子会社から関連会社に変更しております。

- ・宇都宮証券株式会社

第2 【事業の状況】

本文における将来に関する事項は、四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。その内容にはリスク、不確実性、仮定が含まれており、将来の業績等を保証し又は約束するものではありません。

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、事業等のリスクに重要な変更及び新たに発生した事項はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの四半期連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づき作成しております。四半期連結財務諸表の作成にあたり、経営者は会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを行わなければなりません。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や状況に応じ合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社は特に以下の重要な会計方針及び見積りが、四半期連結財務諸表に大きな影響を及ぼすと考えております。

金融商品の評価

当社グループは、トレーディング商品に属する有価証券及びデリバティブ取引等については、時価をもって四半期連結貸借対照表価額とし、評価損益はトレーディング損益として計上しております。時価は、取引所等の市場価格のある有価証券及びデリバティブ取引等については市場価格により算定しております。市場価格のない有価証券及びデリバティブ取引等については主に金利、配当利回り、原証券価格、スワップレート、ボラティリティ、契約期間等を基に算出した現在価値の見積価格により算定しており、異なる前提条件等によった場合には当該時価が変動する可能性があります。

投資有価証券の減損

当社グループは、長期的な取引関係維持のため、特定の取引先の株式を所有しております。これらの株式には価格変動性の高い市場価格のある株式と、価格の決定が困難である市場価格のない株式が含まれております。当社グループは投資価値の下落が一時的ではないと判断した場合、「金融商品に関する会計基準」に基づき減損処理を行っております。市場価格のある株式については、株式の時価が一定期間継続して取得原価を30%以上下回り続けたとき等、下落が一時的ではないと判断します。市場価格のない株式については、1株当たり純資産額が取得原価の50%以下となった場合に減損処理を行います。

将来の市況悪化又は投資先の業績不振により、現在の簿価に反映されていない損失又は簿価の回収不能が生じた場合、減損処理が必要となる可能性があります。

固定資産の減損

収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった固定資産については、一定の条件の下で回収可能性を反映させるように、減損処理を行っております。資産又は資産グループの回収可能価額は、時価から処分費用見込額を控除した正味売却価額と割引後将来キャッシュ・フローとして算定される使用価値のいずれか高い金額であることから、固定資産の減損損失の金額は合理的な仮定及び予測に基づく将来キャッシュ・フローの見積りに依存しております。従って、固定資産の使用方法を変更した場合、不動産取引相場等が変動した場合及びのれんが認識された取引において取得した事業の状況に変動が生じた場合には、新たに減損損失が発生する可能性があります。

退職給付費用及び債務

従業員(執行役員を除く。)に係る退職給付費用及び債務は、数理計算上で設定される前提条件に基づいて算出されております。これらの前提条件には割引率、退職率、昇給率、直近の統計数値に基づいて算出される死亡率及び年金資産の期待収益率等が含まれております。当社グループの退職年金制度においては、割引率は期末における安全性の高い長期の債券の利回りにより、退職率は直近3年間の実績に基づいております。退職給付債務の算定にあたっては、退職給付見込額の期間帰属方法を給付算定式基準とし、割引率の設定はイールドカーブ等価アプローチによる方法により算出しております。実際の結果が前提条件と異なる場合又は前提条件が変更された場合には、将来の退職給付費用及び退職給付債務が変動する可能性があります。

繰延税金資産

当社グループは、繰延税金資産について回収可能性が高いと考えられる金額へ減額するために評価性引当金を計上しております。評価性引当金の必要性を評価するにあたっては、将来の課税所得の発生及び税務計画を検討いたします。当社グループの主たる事業である金融商品取引業は、業績変動の幅が大きく、長期にわたる課税所得の発生を予測することが困難であります。策定した経営計画の期間以内の一定期間を、将来の課税所得の見積り期間としておりますので、翌事業年度以降の課税所得の発生見積りによって、評価性引当金が増減し、繰延税金資産の調整額が発生する可能性があります。

(2) 当第2四半期連結累計期間の経営成績

当第2四半期連結累計期間のわが国経済は、緩やかな回復基調が続きました。2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けたインフラ関連需要が伸びた他、雇用環境の改善を背景に個人消費も増加しました。また、訪日外国人旅行者数は拡大傾向が続き国内消費に寄与しました。

海外経済は、米国ではハリケーンの影響によるマイナス要因はあったものの、企業業績・個人消費は堅調に推移、中国では成長鈍化の兆しがあるものの、10月の共産党大会を控えた公共投資が景気を下支え、欧州では米国とアジア向け輸出を中心に回復するなど、総じて底堅く推移しました。

株式市場は、日経平均株価が4月に18,900円台で始まった後、地政学的リスクや円高が嫌気され一時18,200円台まで下落しましたが、米国株の上昇や日本企業の決算が好感され6月には20,000円台を回復しました。その後米トランプ政権の政策遂行への懸念や、北朝鮮のミサイル発射による地政学的リスクの高まりを受けて一時19,200円台まで下落しましたが、北朝鮮に対する警戒感の後退や衆議院解散総選挙による安倍政権継続への期待から反発し年初来高値を更新、9月末は20,300円台で取引を終えました。なお、4～9月の東証1部の1日当たりの平均売買代金は2兆6,590億円となり、前年同期の2兆4,338億円を上回りました。

債券市場は、長期金利の指標である10年物国債利回りが、地政学的リスクの高まりから一時マイナスとなる局面も見られたものの、日本銀行の金融政策により長期金利が0%程度に誘導されていることもあり、0.015%～0.105%のレンジでの推移となりました。

為替市場は、4月に1ドル＝111円台で始まった後、地政学的リスクの高まりを受けた一時的な円高局面は見られたものの、FRB(米連邦準備制度理事会)による追加利上げ観測等により5月には114円台半ばにまで円安が進み、その後は1ドル108円台から114円台のレンジ相場が続きました。9月に入ると北朝鮮を中心とした地政学的リスクの高まりを受けて、一時的に108円台を割り込んだものの、米国の年内利上げ観測から切り返し、9月末は1ドル＝112円台半ばで取引を終えました。

このような環境の中で、当社グループは、4月より経営計画「New Age's, Flag Bearer 5 (ニューエイジズ フラッグベアラー ファイブ)～新時代の旗手～」をスタートさせました。本経営計画では、前経営計画の基本路線は維持・拡大しながら、5年後には独自のビジネスモデルを構築した、お客様に選ばれる総合金融グループに進化を遂げ、金融業界における新時代の旗手となることを目指してまいります。

本経営計画の一環として、4月に公開買付けにより株券等を取得し高木証券株式会社を連結子会社としました。同社とはこれまで外国株式や国内外の債券等の商品供給による取引関係を構築していましたが、今後はこれに加えて、両社の有する経営資源を共同活用することにより、当社グループ全体としての企業価値向上に努めてまいります。

また、9月にM&Aアドバイザー会社であるピナクル株式会社の株式を取得し、連結子会社としました。これにより、当社グループの投資銀行ビジネスの更なる強化・拡大及び同社が有する豊富なネットワークを活用した新たなビジネス展開を図ってまいります。

当社グループの経営成績の状況は、以下のとおりであります。

(受入手数料)

前第2四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

区分	株券 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
委託手数料	5,691	15	443	0	6,150
引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	71	152			223
募集・売出し・特定投資家向 け売付け勧誘等の取扱手数料	2	65	3,117		3,185
その他の受入手数料	38	7	1,926	1,159	3,132
合計	5,803	240	5,488	1,160	12,692

当第2四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

区分	株券 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
委託手数料	7,782	10	198		7,991
引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	236	200			437
募集・売出し・特定投資家向 け売付け勧誘等の取扱手数料	1	34	3,579		3,614
その他の受入手数料	79	9	2,198	2,048	4,335
合計	8,098	255	5,976	2,048	16,378

当第2四半期連結累計期間の受入手数料の合計は29.0%増加(前年同期増減率、以下(2)において同じ。)し163億78百万円を計上いたしました。

委託手数料

当社会社である東海東京証券株式会社の株式委託売買高は、個人投資家の売買の増加により19.7%増加し24億11百万株、株式委託売買金額は27.2%増加し2兆2,748億円となり、また、当社グループに高木証券株式会社が増加したことも寄与し、当社グループの株式委託手数料は36.7%増加し77億82百万円の計上となり、委託手数料全体では29.9%増加し79億91百万円を計上いたしました。

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

株式は231.4%増加し2億36百万円を計上いたしました。また、債券は31.7%増加し2億円の計上となり、引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料全体では95.3%増加し4億37百万円を計上いたしました。

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

受益証券は高木証券株式会社による投資信託の販売額が寄与し14.8%増加し35億79百万円の計上となり、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料全体では13.5%増加し36億14百万円を計上いたしました。

その他の受入手数料

投資信託の代行手数料は14.1%増加し21億98百万円の計上となり、また、保険手数料収入やコンサルティング料の増加などから、その他の受入手数料全体では38.4%増加し43億35百万円を計上いたしました。

(トレーディング損益)

区分		前第2四半期	当第2四半期
		連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
株券等トレーディング損益	(百万円)	3,891	11,554
債券・為替等トレーディング損益	(百万円)	10,752	10,054
合計		14,644	21,608

当第2四半期連結累計期間の株券等トレーディング損益は、米国株式を中心とした外国株式の売買の増加により196.9%増加し115億54百万円の利益の計上となりました。一方、債券・為替等トレーディング損益は、外債に係る売買収益は増加したものの、国債を中心とした国内債券の売買収益が減少したことから6.5%減少し100億54百万円の利益を計上いたしました。この結果、トレーディング損益の合計は47.6%増加し216億8百万円の利益を計上いたしました。

(金融収支)

当第2四半期連結累計期間の金融収益は51.3%増加し18億43百万円となり、金融費用は68.8%増加し11億26百万円となりました。差引の金融収支は30.1%増加し7億17百万円の利益の計上となりました。

(販売費及び一般管理費)

当第2四半期連結累計期間の販売費及び一般管理費は、取引関係費が提携合弁証券からの外債販売の取次ぎ量の増加に伴い支払手数料が増加したこと等から30.3%増加し66億70百万円となりました。また、グループ会社の増加に伴い、人件費は24.2%増加し149億37百万円、不動産関係費は9.7%増加し34億34百万円、事務費は10.5%増加し39億63百万円、減価償却費は5.2%増加し9億30百万円、租税公課は42.8%増加し8億17百万円となりました。この結果、販売費及び一般管理費は21.6%増加し317億40百万円となりました。

(営業外損益)

当第2四半期連結累計期間の営業外収益は、持分法による投資利益は前第2四半期連結累計期間において一時的に発生した出資に係る持分法による投資利益(負ののれん発生益)が剥落したことから47.5%減少し7億21百万円となり、受取配当金は26.0%減少し3億3百万円となりました。この結果、営業外収益の合計は33.1%減少し15億53百万円を計上いたしました。また、営業外費用の合計は15.3%増加し1億1百万円となりました。

(特別損益)

当第2四半期連結累計期間の主な特別損益は、負ののれん発生益111億60百万円、投資有価証券売却益5億25百万円を特別利益に計上いたしました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の営業収益は39.5%増加し398億31百万円、純営業収益は38.8%増加し387億4百万円となり、営業利益は292.2%増加し69億64百万円、経常利益は110.0%増加し84億16百万円を計上し、法人税等を差し引いた親会社株主に帰属する四半期純利益は285.3%増加し170億63百万円を計上いたしました。

(3) 財政状態

当第2四半期連結会計期間末の総資産は828億42百万円増加(前連結会計年度末比、以下(3)において同じ。)し8,247億78百万円となりました。このうち流動資産は756億70百万円増加し7,642億22百万円となりました。主な要因は、現金及び預金が135億82百万円増加し862億66百万円となり、トレーディング商品(資産)が199億17百万円増加し3,124億12百万円となり、信用取引資産が59億31百万円増加し505億41百万円となり、有価証券担保貸付金が324億57百万円増加し2,474億49百万円となりました。また、固定資産は、投資有価証券が60億54百万円増加し401億9百万円となったことから71億71百万円増加し605億56百万円となりました。

負債合計は685億44百万円増加し6,532億50百万円となりました。このうち流動負債は648億96百万円増加し5,752億95百万円となりました。主な要因は、トレーディング商品(負債)が31億19百万円増加し1,955億73百万円となり、信用取引負債が95億95百万円増加し187億28百万円となり、有価証券担保借入金が458億26百万円増加し1,769億90百万円となり、預り金が83億24百万円増加し412億50百万円となりました。また、固定負債は、社債が30億84百万円増加し120億67百万円となり、繰延税金負債が9億7百万円増加し21億48百万円となったことから36億32百万円増加し774億89百万円となりました。

純資産合計は142億98百万円増加し1,715億28百万円となりました。主な要因は、利益剰余金が133億99百万円増加し1,040億92百万円となり、その他有価証券評価差額金が8億30百万円増加し22億70百万円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況等

キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは124億46百万円のキャッシュの収入(前年同期は67億67百万円の収入)となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益が199億2百万円となり、前連結会計年度末に比べ有価証券担保借入金が458億26百万円、預り金が86億79百万円、信用取引負債が71億78百万円増加したため、それぞれ収入となる一方、有価証券担保貸付金が324億57百万円、トレーディング商品(資産)が168億3百万円増加したため、それぞれ支出となったことによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは29億30百万円のキャッシュの収入(前年同期は55億45百万円の支出)となりました。これは主に、投資有価証券の売却による収入が97億60百万円となる一方、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出が38億92百万円となったことによるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは17億27百万円のキャッシュの支出(前年同期は16億44百万円の支出)となりました。これは主に、短期社債の発行・償還の純増額12億円、社債の発行・償還の純増額7億74百万円がそれぞれ収入となる一方、配当金の支払額が36億63百万円の支出となったことによるものです。

以上の結果、現金及び現金同等物の当第2四半期連結累計期間末の残高は、前連結会計年度末より135億56百万円増加し856億円(前年同期は435億97百万円)となりました。

資金需要

当社グループの資金需要は主に運転資金であり、株式及び債券を自己の計算により売買を行うために要する資金、顧客が行う信用取引に対し資金を貸し付ける業務及び人件費・不動産関連費など販売費及び一般管理費に係るものであります。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、事業上及び財産上の対処すべき課題について、重要な変更及び新たに生じた事項はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下、「基本方針」という。)を定めております。その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は以下の通りです。

基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値の源泉を理解し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益(以下、「当社グループの企業価値等」という。)を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社取締役会は、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社グループの企業価値等に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、株券等の大量買付行為(において定義する。以下同じ。)の中には、その目的等から見て、対象会社の企業価値等に資さないものも少なくありません。当社グループが構築してきたコーポレートブランド・企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させていくためには、当社グループにおける企業価値の源泉を維持するとともに、経営計画を実行していくことが必要不可欠であり、これらが当社の株券等の大量買付行為を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのであれば、当社グループの企業価値等は損なわれることとなります。

当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社グループにおける企業価値の源泉は、金融商品取引業及びその関連業務において永年にわたり蓄積してきた商品やサービス、金融・資本市場等についての高度な専門知識と豊富な経験及び当社グループをとりまく国内外のあらゆるステークホルダーの皆様との長期的信頼関係であると考えております。当社は、上記のような当社グループの企業価値等を著しく損なう大量買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講ずることにより、当社グループの企業価値等を確保する必要があると考えております。

また、当社は、基本方針の実現に資するための取組みとして、経営計画に基づき具体的施策を実行していくことで、当社グループの企業価値等の向上を図れるものと考えております。更に、基本方針の実現に資する取組みとして、当社はコーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題の一つとして位置づけていることからコーポレート・ガバナンスに関する基本方針を定め、継続的に企業価値の向上を図ることを目的として、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成28年6月29日開催の第104期定時株主総会の終結の時をもって有効期間が満了する「当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)」の更新を同総会に上程し、株主の皆様にご承認いただきました(更新後の「当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)」を、以下、「本プラン」という。)

本プランは、当社が発行者である株券等について、(a)大量買付行為を行おうとする者(以下、「大量買付者」という。)の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付け、(b)大量買付者の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付け、(c)当社の他の株主が、大量買付者の共同保有者に該当し、その結果、当該大量買付者の株券等保有割合が20%以上となるような行為((a)から(c)を総称して、以下、「大量買付行為」という。)を対象といたします。

本プランは、当社グループの企業価値等を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大量買付行為が行われる場合等に、(a)大量買付者に対し、必要かつ十分な情報の事前提供を要請し、(b)当社経営陣が情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(c)株主の皆様に対し、当社経営陣の計画や代替案等の提示や、大量買付者との交渉を行っていくための手続きを定めております。大量買付者が本プランにおいて定められた手続きに従わない等、当社グループの企業価値等を著しく損なうと判断される場合には、当社は、対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てます。

本プランに従って割り当てられる新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)には、(a)大量買付者及びその関係者による行使を制限する行使条件、(b)当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されておりますが、大量買付者からその他の財産の交付と引換えに新株予約権を取得することができる旨の条項は、採用しておりません。

本新株予約権の無償割当が実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

本プランに定めるルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、また当社グループの企業価値等の確保又は向上のために必要かつ相当な対抗措置を発動するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の客観性、合理性及び公正性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置しております。

独立委員会は、3名以上の委員により構成され、委員は、社外取締役、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、当社の事業に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者等の社外者の中から当社取締役会が選任するものとしております。独立委員会は、大量買付者、当社の取締役、従業員等に必要に応じて独立委員会への出席及び説明を要求することができ、当社取締役会からの諮問事項について審議・決議して、当社取締役会に対し勧告を行います。この勧告は公表されるものとし、当社取締役会はかかる勧告を最大限尊重して対抗措置の発動または不発動につき速やかに決議を行うものとしします。

本プランは、対抗措置の発動または不発動を判断する当社取締役会の決議に際して、独立委員会による勧告手続を経なければならず、かつ当社取締役会は、同勧告を最大限尊重しなければならないものとするにより、当社取締役会の判断の客観性、公正性及び合理性が確保できるよう設計されております。

更に、大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合で、当社取締役会が大量買付行為に対する対抗措置を発動するか否かの判断を行うにあたり、独立委員会から対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告または独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けたときは、当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様の意思を確認するための株主総会を開催することもできるものとされております。

当社取締役会は、株主総会が開催された場合、対抗措置の発動に関して、当該株主総会における株主の皆様のご判断に従うものとしします。

本プランの合理性(本プランが会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものでないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由)

本プランは、以下の理由により、上記の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付者に大量買付に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、情報判断のための一定の評価期間が経過した後にのみ大量買付行為を開始することを求め、当社所定のルールを遵守しない大量買付者には対抗措置を講じることとしております。

また、ルールが遵守された場合でも、大量買付行為により当社グループの企業価値等が損なわれると判断される場合は、大量買付者に対し対抗措置を講じることとしていることから、本プランは会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えております。

買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性確保の原則」)を完全に充足しており、また、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは、平成20年6月30日に公表された、経済産業省に設置された企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会を確保して、適切な投資判断を行うことを可能とするものであることから、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものと考えております。

株主意思を重視し、また、対抗措置の発動について合理的な客観的要件を設定するものであること

本プランについて株主の皆様を適切に反映させる機会を確保するため、第104期定時株主総会において本プランを承認する議案をお諮りし、株主の皆様にご承認いただきました。また、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランの廃止が決定された場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの更新だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の発動または不発動の判断を株主の皆様が当社取締役会に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様を示すものです。加えて、当社取締役会は、本プランに従った対抗措置の発動に関する決議に際して、独立委員会から対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告または独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けたときは、株主総会を開催し、株主の皆様意思を確認することができることとしております。

したがって、当該発動条件に従った対抗措置の発動は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。

会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと(独立性の高い社外者の判断を重視していること)

本プランは、対抗措置の発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、対抗措置の発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることを要し、当社取締役会は同委員会の勧告を最大限尊重するものであること等、当社取締役会による判断の公正性・客観性が担保される工夫がなされており、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、本プランは、当社取締役会の構成員の交代を一度に行うことがないために、その発動を阻止するのに時間がかかる、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

(7) 従業員数

連結会社の状況

第1四半期連結会計期間より新たに高木証券株式会社を連結の範囲に含めたこと等により、従業員数が前連結会計年度末比338名増加の2,821名となりました。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	972,730,000
計	972,730,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成29年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年11月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	280,582,115	270,582,115	東京証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部	権利内容になんら限定のない、当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
計	280,582,115	270,582,115		

(注) 平成29年11月10日付で、当社が自己株式として所有する普通株式の消却が行われ、発行済株式総数は10,000,000株減少し、270,582,115株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第9回新株予約権

決議年月日	平成29年8月28日
新株予約権の数(個)	1,216(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,216,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり673円(注)2
新株予約権の行使期間	平成31年10月1日から平成36年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 783 資本組入額 392(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

- (注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社の普通株式1,000株とする。
- なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割(当社の普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式 1 株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。
- 新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、「会社計算規則」第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。
- 新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、当該時点において未行使である本新株予約権を行使することはできないものとする。
- イ 当社もしくは当社の連結子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。
 - ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。
 - ハ 破産の申立もしくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分の申立、もしくは滞納処分を受けた場合。
 - ニ 本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。
 - ホ 「新株予約権割当契約(付与契約)」(以下、「本契約」という。)の規定に違反した場合。

新株予約権者が死亡時に上記の要件を満たす場合で、本契約の締結後本新株予約権の行使期間満了前に死亡した場合に限り、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができるものとし(以下、本新株予約権を承継する新株予約権者の相続人のことを「権利承継者」という。)、権利承継者は、細則に従い、新株予約権者の死亡の日(その日を含む。)から6ヶ月間(ただし、権利承継者が権利行使できる期間は、当該6ヶ月間と本新株予約権の行使期間が重複する期間に限るものとする。)に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社に対し、相続人による本新株予約権行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人が複数である場合には、権利承継者をその相続人のうちの一人に限定することとし、当該権利承継者は、本契約の規定、細則その他の当社の定める条件及び手続に従わなければならない。

権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しない。

本契約の各条項の適用に関しては、権利承継者を新株予約権者とみなす。

5 新株予約権の取得事由

吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約書(会社分割契約書及び株式移転計画書等を含む。)の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本新株予約権が承継されないこととなった場合、本新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

6 当社が他社と吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割その他の組織再編(以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、「会社法」第236条第1項8号イからホに掲げる会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)5に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成29年7月1日～ 平成29年9月30日		280,582,115		36,000		9,000

(注) 平成29年11月10日付で、当社が自己株式として所有する普通株式の消却が行われ、発行済株式総数は10,000,000株減少し、270,582,115株となっております。

(6) 【大株主の状況】

平成29年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	12,875,400	4.59
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	12,016,853	4.28
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	10,379,500	3.70
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台3-9	9,033,798	3.22
トヨタファイナンシャルサービス株式会社	愛知県名古屋市中区牛島町6-1	8,885,000	3.17
株式会社横浜銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	神奈川県横浜市西区みなとみらい3-1-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	7,014,553	2.50
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1-6-6 (東京都港区浜松町2-11-3)	5,611,890	2.00
ジェービー モルガン チェース バンク 385166 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2-15-1)	4,840,000	1.72
三井住友信託銀行株式会社 (常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1-4-1 (東京都中央区晴海1-8-11)	4,800,000	1.71
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内2-1-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	4,406,000	1.57
計		79,862,994	28.46

(注) 1 上記のほか、当社が所有しております自己株式18,768,322株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合6.69%)があります。

2 シュロージャー・インベストメント・マネジメント株式会社及びその共同保有者であるシュロージャー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・リミテッド、シュロージャー・インベストメント・マネージメント・リミテッド、シュロージャー・インベストメント・マネージメント(ホンコン)リミテッドから当社株式を保有する旨の大量保有報告書の変更報告書が、平成28年12月22日付(報告義務発生日 平成28年12月15日)で関東財務局長に提出されておりますが、当第2四半期会計期間末現在において実質所有株式数の確認が出来ないため、上記「大株主の状況」には含めておりません。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内1-8-3	6,310,900	2.25
シュローダー・インベストメント・マネジメント・ノースアメリカ・リミテッド	英国 EC2V 7QA ロンドン、グresham Street 31	6,192,414	2.21
シュローダー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	英国 EC2V 7QA ロンドン、グresham Street 31	5,208,500	1.86
シュローダー・インベストメント・マネジメント(ホンコン)リミテッド	香港 クイーンズウェイ 88、 ツォー・パシフィック・プレイス 33階	488,600	0.17

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成29年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 18,768,300		単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 261,615,300	2,616,153	単元株式数100株
単元未満株式	普通株式 198,515		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	280,582,115		
総株主の議決権		2,616,153	

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株(議決権20個)含まれております。
- 2 「単元未満株式」の普通株式には、当社所有の自己株式22株が含まれております。

【自己株式等】

平成29年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数(株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
(自己保有株式) 東海東京フィナンシャル・ ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 3-6-2	18,768,300		18,768,300	6.69
計		18,768,300		18,768,300	6.69

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権10個)あります。

なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の普通株式に含まれております。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当第2四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)並びに同規則第61条及び第82条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成29年7月1日から平成29年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	72,683	86,266
預託金	37,506	41,330
顧客分別金信託	36,900	40,600
その他の預託金	606	730
トレーディング商品	292,495	312,412
商品有価証券等	289,264	309,801
デリバティブ取引	3,230	2,611
信用取引資産	44,610	50,541
信用取引貸付金	31,880	37,772
信用取引借証券担保金	12,730	12,768
有価証券担保貸付金	214,992	247,449
借入有価証券担保金	214,992	247,449
立替金	1,252	985
短期差入保証金	18,995	17,163
短期貸付金	156	139
有価証券	0	-
未収収益	1,725	2,310
繰延税金資産	1,254	1,196
その他	2,912	4,462
貸倒引当金	32	36
流動資産合計	688,551	764,222
固定資産		
有形固定資産	8,561	8,442
無形固定資産	5,196	5,528
投資その他の資産	39,627	46,585
投資有価証券	34,054	40,109
長期差入保証金	2,416	3,199
退職給付に係る資産	2,317	2,222
その他	1,244	1,458
貸倒引当金	405	404
固定資産合計	53,384	60,556
資産合計	741,935	824,778

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年9月30日)
負債の部		
流動負債		
トレーディング商品	192,454	195,573
商品有価証券等	185,261	188,769
デリバティブ取引	7,192	6,804
約定見返勘定	7,540	1,920
信用取引負債	9,132	18,728
信用取引借入金	6,182	15,702
信用取引貸証券受入金	2,950	3,025
有価証券担保借入金	131,164	176,990
有価証券貸借取引受入金	131,164	176,990
預り金	32,925	41,250
受入保証金	8,360	10,782
短期借入金	80,488	82,083
短期社債	9,300	10,500
1年内償還予定の社債	31,044	28,734
未払法人税等	1,860	2,289
賞与引当金	2,244	2,437
役員賞与引当金	46	24
その他	3,836	3,979
流動負債合計	510,399	575,295
固定負債		
社債	8,983	12,067
長期借入金	61,731	61,508
繰延税金負債	1,241	2,148
役員退職慰労引当金	103	102
退職給付に係る負債	458	235
その他	1,338	1,427
固定負債合計	73,857	77,489
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	449	465
特別法上の準備金合計	449	465
負債合計	584,706	653,250
純資産の部		
株主資本		
資本金	36,000	36,000
資本剰余金	33,016	33,008
利益剰余金	90,693	104,092
自己株式	7,572	7,528
株主資本合計	152,137	165,572
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,439	2,270
為替換算調整勘定	251	295
退職給付に係る調整累計額	1,986	1,935
その他の包括利益累計額合計	3,175	3,910
新株予約権	443	497
非支配株主持分	1,472	1,547
純資産合計	157,229	171,528
負債純資産合計	741,935	824,778

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
営業収益		
受入手数料	12,692	16,378
委託手数料	6,150	7,991
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	223	437
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	3,185	3,614
その他の受入手数料	3,132	4,335
トレーディング損益	14,644	21,608
金融収益	1,218	1,843
営業収益計	28,554	39,831
金融費用	667	1,126
純営業収益	27,887	38,704
販売費及び一般管理費		
取引関係費	5,121	6,670
人件費	12,031	14,937
不動産関係費	3,129	3,434
事務費	3,587	3,963
減価償却費	884	930
租税公課	572	817
その他	785	985
販売費及び一般管理費合計	26,112	31,740
営業利益	1,775	6,964
営業外収益		
受取配当金	410	303
受取家賃	273	287
持分法による投資利益	1,374	721
投資事業組合運用益	162	143
その他	99	96
営業外収益合計	2,320	1,553
営業外費用		
投資事業組合運用損	57	70
為替差損	20	20
その他	10	10
営業外費用合計	88	101
経常利益	4,008	8,416

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
特別利益		
投資有価証券売却益	1,050	525
負ののれん発生益	-	11,160
事業譲渡益	850	-
金融商品取引責任準備金戻入	10	0
特別利益合計	1,912	11,686
特別損失		
関係会社株式売却損	-	173
投資有価証券売却損	0	0
投資有価証券評価損	0	26
特別損失合計	0	200
税金等調整前四半期純利益	5,919	19,902
法人税、住民税及び事業税	566	5,125
法人税等調整額	1,027	2,340
法人税等合計	1,594	2,784
四半期純利益	4,325	17,118
非支配株主に帰属する四半期純利益又は 非支配株主に帰属する四半期純損失()	103	55
親会社株主に帰属する四半期純利益	4,428	17,063

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
四半期純利益	4,325	17,118
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,228	761
為替換算調整勘定	634	46
退職給付に係る調整額	23	38
持分法適用会社に対する持分相当額	0	65
その他の包括利益合計	1,887	741
四半期包括利益	2,438	17,859
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,541	17,804
非支配株主に係る四半期包括利益	103	55

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	5,919	19,902
減価償却費	884	930
持分法による投資損益(は益)	1,374	721
のれん償却額	-	140
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	185	20
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	29	12
貸倒引当金の増減額(は減少)	923	3
受取利息及び受取配当金	1,629	2,147
支払利息	667	1,126
投資有価証券評価損益(は益)	0	26
投資有価証券売却損益(は益)	1,050	524
事業譲渡損益(は益)	850	-
負ののれん発生益	-	11,160
顧客分別金信託の増減額(は増加)	239	2,900
トレーディング商品(資産)の増減額(は増加)	5,263	16,803
トレーディング商品(負債)の増減額(は減少)	63,816	3,119
信用取引資産の増減額(は増加)	4,837	1,094
信用取引負債の増減額(は減少)	2,575	7,178
有価証券担保貸付金の増減額(は増加)	102,811	32,457
有価証券担保借入金の増減額(は減少)	20,292	45,826
預り金の増減額(は減少)	7,879	8,679
受入保証金の増減額(は減少)	552	2,075
その他の資産の増減額(は増加)	882	869
その他の負債の増減額(は減少)	4,535	5,733
小計	6,203	16,362
利息及び配当金の受取額	1,744	1,963
利息の支払額	591	1,140
法人税等の支払額	589	4,739
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,767	12,446

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	556	345
有形固定資産の売却による収入	-	6
無形固定資産の取得による支出	286	914
投資有価証券の取得による支出	1,724	624
投資有価証券の売却による収入	2,735	9,760
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	3,892
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	-	796
関係会社株式の取得による支出	4,847	-
差入保証金の差入による支出	424	138
差入保証金の回収による収入	39	35
その他	480	161
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,545	2,930
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	13	349
長期借入れによる収入	10,000	600
長期借入金の返済による支出	1,500	873
短期社債の発行による収入	23,100	24,800
短期社債の償還による支出	24,600	23,600
社債の発行による収入	19,457	18,863
社債の償還による支出	22,547	18,089
ストックオプションの行使による収入	20	30
自己株式の取得による支出	1,692	-
自己株式の純増減額（は増加）	0	0
非支配株主への払戻による支出	77	-
配当金の支払額	3,694	3,663
非支配株主への配当金の支払額	14	8
その他	110	135
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,644	1,727
現金及び現金同等物に係る換算差額	595	92
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,017	13,556
現金及び現金同等物の期首残高	44,615	72,043
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 43,597	1 85,600

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

第1 四半期連結会計期間より、公開買付け等により高木証券株式会社の株式を取得したことにより、高木証券株式会社及びその子会社である高木ビジネスサービス株式会社を連結の範囲に含めております。この結果、当四半期連結会計期間の属する連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与えることは確実に認められ、特別利益として負のれん発生益11,160百万円を計上しております。また、平成29年4月に保有する宇都宮証券株式会社株式の一部売却により当社議決権所有比率が低下したため、同社を連結の範囲から除外し、持分法適用関連会社へ変更しております。

当第2 四半期連結会計期間より、ピナクル株式会社の株式を取得したことにより、ピナクル株式会社及びその子会社であるM2キャピタル株式会社を連結の範囲に含めております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2 四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当第2 四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
現金及び預金	44,237百万円	86,266百万円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金	640	665
現金及び現金同等物	43,597	85,600

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,694	14.00	平成28年3月31日	平成28年6月30日

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年10月28日 取締役会	普通株式	利益剰余金	3,140	12.00	平成28年9月30日	平成28年11月25日

3 株主資本の著しい変動

当社は、平成28年2月22日開催の取締役会決議において、会社法第165条3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得を決議し、自己株式3,476,000株(取得価額1,692百万円)の取得を行いました。また、平成28年6月29日開催の第104期定時株主総会において、会社法第199条及び第200条の規定に基づき、自己株式を処分すること、及び募集事項の決定を取締役に委任することにつき承認を受け、平成28年9月5日に第三者割当による自己株式1,200,000株(譲渡価額1百万円)の処分を行いました。これを主な要因として、当第2四半期連結累計期間において、自己株式が1,193百万円増加しております。

当第2四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,663	14.00	平成29年3月31日	平成29年6月30日

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年10月27日 取締役会	普通株式	利益剰余金	3,665	14.00	平成29年9月30日	平成29年11月24日

3 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、セグメント情報については記載しておりません。

当第2四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、セグメント情報については記載しておりません。

(金融商品関係)

前連結会計年度末(平成29年3月31日)

科目	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
投資有価証券	7,180	7,180	
社債	8,983	8,962	20

(注) 1 金融商品の時価の算定方法

投資有価証券

内規による時価算定基準に基づき、市場性のあるものは当該市場価格を時価としております。

社債

市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)	
関連会社株式	19,345	
其他有価証券	株式(非上場)	3,487
	その他	4,041
合計	26,874	

上記金融商品については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難であるため、「投資有価証券」には含めておりません。

当第2四半期連結会計期間末(平成29年9月30日)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額のうち、事業運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは以下のとおりであります。

科目	四半期連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
投資有価証券	11,032	11,032	
社債	12,067	12,051	15

(注) 1 金融商品の時価の算定方法

投資有価証券

内規による時価算定基準に基づき、市場性のあるものは当該市場価格を時価としております。

社債

市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	四半期連結貸借対照表計上額(百万円)	
関連会社株式	20,575	
其他有価証券	株式(非上場)	4,028
	その他	4,472
合計	29,077	

上記金融商品については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難であるため、「投資有価証券」には含めておりません。

(有価証券関係)

前連結会計年度末(平成29年3月31日)

その他有価証券

区分	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
株式	5,779	7,180	1,400
債券			
国債・地方債等			
社債			
その他			
その他			
計	5,779	7,180	1,400

(注) 非上場株式は市場価値がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため含めておりません。

当第2四半期連結会計期間末(平成29年9月30日)

その他有価証券が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは以下のとおりであります。

その他有価証券

区分	取得原価 (百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
株式	8,624	11,032	2,407
債券			
国債・地方債等			
社債			
その他			
その他			
計	8,624	11,032	2,407

(注) 非上場株式は市場価値がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度末(平成29年3月31日)

対象物の種類	取引の種類	契約額 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金利	債券先物オプション取引			
	売建			
	買建	34,380	40	0

当第2四半期連結会計期間末(平成29年9月30日)

トレーディング業務で行うデリバティブ取引は、事業運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは以下のとおりであります。

対象物の種類	取引の種類	契約額 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金利	債券先物オプション取引			
	売建	31,950	36	14
	買建	20,332	39	14

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	16円86銭	65円19銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	4,428	17,063
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(百万円)	4,428	17,063
普通株式の期中平均株式数(株)	262,679,691	261,730,356
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	16円85銭	65円17銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する 四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(株)	114,326	105,659
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結 会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

当社は、平成29年10月27日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しました。また、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を行いました。

(1)自己株式取得に関する取締役会決議の内容

取得する株式の種類

当社普通株式

取得する株式の総数

5,000,000株(上限)

取得する期間

平成29年11月1日から平成30年3月30日まで

取得価額の総額

3,500百万円(上限)

(2)自己株式消却に関する事項の内容

消却する株式の種類

当社普通株式

消却する株式の数

10,000,000株

消却日

平成29年11月10日

2 【その他】

第106期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)中間配当について、平成29年10月27日開催の取締役会において、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

中間配当金の総額	3,665百万円
1株当たり中間配当金	14円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成29年11月24日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年11月10日

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木晴久
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木裕晃
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	神野敦生

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成29年7月1日から平成29年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。